

壬生町農業集落排水事業経営戦略

平成31年2月

壬生町建設部下水道課

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画(収支計画)	3
(1) 投資・財政計画(収支計画)	3
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	3
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	4
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4

参考資料

「別紙1」施設概要	5
「別紙2」経営比較分析表	6
「別紙3」投資・財政計画(収支計画)	7・8

壬生町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 壬生町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 31 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 30(2018) 年度 ~ 平成 39(2027) 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設 : 詳細は別紙のとおり。

供用開始年度 (供用開始後年数)	別紙1参照	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 平成32年4月1日法適(全部適用)
処理区域内人口密度	別紙1参照	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	全6地区(上田、中泉、藤井、北小林・助谷、恵川、黒川東部)		
処 理 場 数	全6箇所(各処理区ごと1ヵ所)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現時点では、広域化・共同化・最適化についての検討は実施していません		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使用料

使用料体系の 概要・考え方	本町には現在、上田、中泉、藤井、北小林・助谷、恵川、黒川東部の全6処理区があり、6処理区とも同一な料金体系の定額制を採用しています 【一世帯当りの基本料金(2,160円)+人員割料金(一人540円)内税】				
業務用使用料体系の 概要・考え方	(事業所、集会所等の人員割の規則による。)				
その他使用料体系の 概要・考え方	(事業所、集会所等の人員割の規則による。)				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	上記、使用料体系の通り	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,640 円
	平成28年度	上記、使用料体系の通り		平成28年度	2,580 円
	平成27年度	上記、使用料体系の通り		平成27年度	2,600 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③組織

職 員 数	12名(内農業集落排水担当3名)
事業運営組織	建設部下水道課において、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業(個人設置型)の運営を行っております。課長1名、業務係3名、工務係3名、集落排水係3名、水処理センター2名の体制で、公共下水道事業については業務係、工務係、水処理センターが担当しています。 下水道事業の地方公営企業法適用後に水道事業との組織統合を検討していきます。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現存する6処理施設を一括で、H29年度から長期継続契約による、処理施設運転管理業務委託を実施しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	藤井地区処理場で、太陽光発電設備(公称出力10.0kwh・蓄電池容量15kwh・年間発電量約14,400kwh)を稼働しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

平成29年度に策定・公表しました、「別紙2」平成28年度決算経営比較分析表を添付します。
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指数を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

+

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)負担につきましては、地方債残高や各年度の償還額も減少傾向で推移しておりますが、新規旭町星の宮地区整備事業や、各処理場老朽化による機器更新など事業費の増加も見込まれ、今後の負担となると考えられます。また、現在進めている新規地区の供用開始までは各年の整備に対して使用料などの収入の大きな伸びが見込めない状況です。
このような状況を踏まえ、限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行います。
なお、平成32(2020)年度より公営企業会計を適用し、独立採算性及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるようにします。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。新規の整備事業及び老朽施設の機器更新については、財政状況等を踏まえ、事業の平準化を図りながら計画的に実施します。また施設運転管理については、民間委託による効率的な活用を続けていきます。

○収入の確保と負担の適正化

収入の確保については、水洗化の促進を図り、使用料収入を確保するとともに、国や企業債などの資金を的確に調達していきます。
一般会計からの負担については、適正な基準での繰入とするようにしていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)： 「別紙3」のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○管渠・処理場等の建設・更新に関する事項

・新規地区整備事業

平成31年度から着手する旭町・星の宮地区の平成36年度からの供用開始に向け、計画的に整備を実施します。

・各処理場の老朽化機器更新

供用開始から20年を経過した施設の、老朽化による処理機能低下等の不測の事態を回避するため、今後も計画的に機器更新を実施します。

○投資の平準化に関する事項

今後、平成23年度実施の機能診断を参考に、予防保全的な管理を行うとともに、農集排施設全体の改築・更新を計画します。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

平成31年度から着手する旭町・星の宮地区の新規整備事業でも、補助等(交付金)を活用し財源の確保に努めます。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

H29年供用開始地区とH36供用開始予定地区を有するため、使用料収入については、微増ながら上昇傾向と推計しています。また、消費税及び地方消費税増税に伴う改定を含み4~5年ごとに使用料見直しの検討を計画します。

○企業債に関する事項

発行可能額を最大限まで利用します。

○繰入金に関する事項

国庫補助金や企業債を活用し、基準外繰入金の削減に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項

既存処理場の運転管理については、民間委託を行っており、今後も委託内容を検討しながら効率的な維持管理を目指します。

○職員給与費に関する事項

改定率、昇格、新陳代謝等を考慮して推計しました。

○動力費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

○薬品費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

○修繕費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

○委託費に関する事項

現在の委託状況を踏まえて推計しました。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現状維持としますが、将来的には施設の統廃合について検討します。
投資の平準化に関する事項	今後、平成23年度実施の機能診断を参考に、予防保全的な管理を行うとともに、農集排施設全体の改築・更新を計画します。 また、新規整備事業については、財政状況を踏まえながら計画的に実施します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	投資と財源の均衡を保つために4から5年ごとに見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	建設改良にあたっては、国の補助事業の活用など適切な財源確保に積極的に取り組みます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	既存処理場の運転管理については、民間委託を行っており、今後も委託内容を検討しながら効率的な民間活用について引き続き検討します。
職員給与費に関する事項	業務内容及び業務量を適切に把握し、組織体制や職員数との整合性を図ります。
動力費に関する事項	施設運転方法の工夫や施設更新時に省電力の機器整備を図る等、経費節減に取り組みます。
薬品に関する事項	適正で効果的な使用であるかを把握し、対応します。
修繕費に関する事項	今後、平成23年度実施の機能診断を参考に、予防保全的な管理を行うとともに、農集排施設全体の修繕計画を検討します。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減及び効率化に努めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	PDCAサイクルにより進捗状況を把握し、3～5年ごとに本経営戦略を事後検証及び更新します。 また、平成32(2020)年度の地方公営企業法適用後には計画の見直しを行います。
---------------------	---

別紙1

壬生町集落排水施設概要

(平成29年度末現在)

処理施設名称	処理区域	供用開始年度 (供用開始後年数)	処理面積	処理区内人口	処理区内人口密度
上田地区 処理施設	上田の一部 北小林の一部 安塚の一部	平成10年度 (19年)	74.0 h a	611 人	8.26 人/h a
中泉地区 処理施設	中泉の一部 上田の一部 北小林の一部	平成10年度 (19年)	68.0 h a	488 人	7.18 人/h a
藤井地区 処理施設	藤井の一部 壬生甲の一部	平成13年度 (16年)	61.0 h a	913 人	14.97 人/h a
北小林・助谷地区 処理施設	北小林の一部 助谷の一部 中泉の一部 国谷の一部	平成14年度 (15年)	50.0 h a	794 人	15.88 人/h a
恵川地区 処理施設	国谷の一部 福和田の一部 壬生甲の一部 壬生乙の一部	平成21年度 (8年)	83.3 h a	1,447 人	17.37 人/h a
黒川東部地区 処理施設	羽生田の一部 福和田の一部 助谷の一部 中泉の一部	平成29年度 (1年)	41.7 h a	1,042 人	24.99 人/h a
計			378.0 h a	5,295 人	14.01 人/h a

経営比較分析表（平成28年度決算）

栃木県 壬生町

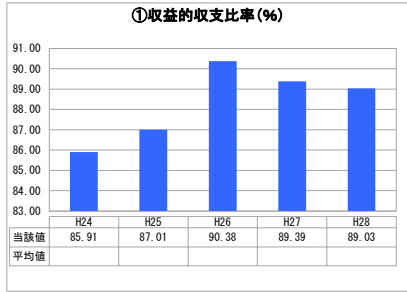
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	10.95	99.27	3,780

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
39,807	61.06	651.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,348	3.36	1,294.05

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



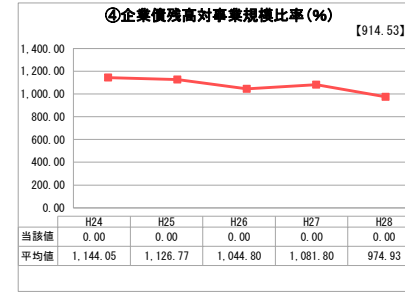
「単年度の収支」



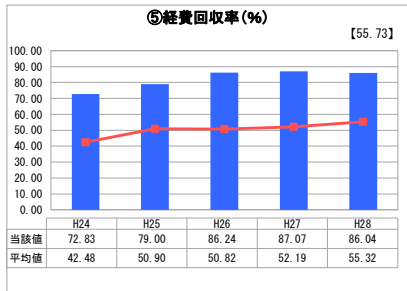
「累積欠損」



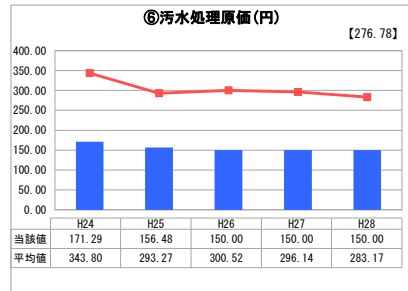
「支払能力」



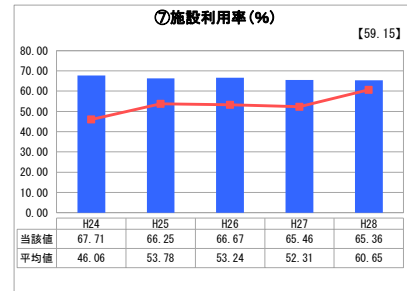
「債務残高」



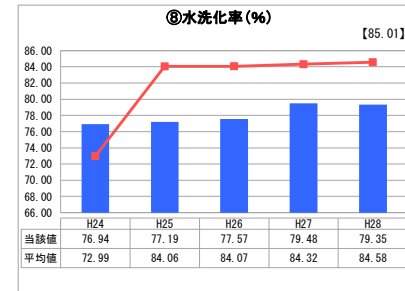
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

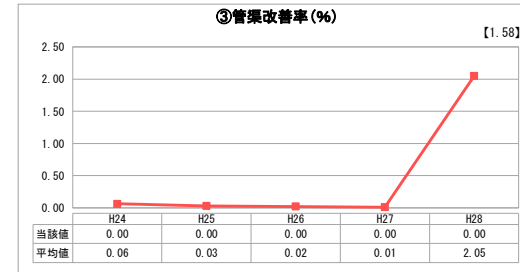
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

農業集落排水事業は従来から受益者が少なく、さらに農村部の人口減少が大きいため経済性を確保することが難しくなっております。使用料収入を中心とした経営では成り立たず、一般会計からの繰入金で補填している現状です。この状態を改善すべく、使用料徴収体制の強化や処理施設管理委託の長期契約等により支出削減に努力しており、徐々に収支比率の上昇や汚水処理原価の減少などの効果が出てきています。

2. 老朽化の状況について

当町の農業集落排水事業は、平成6年から着工し徐々に整備拡大してまいりました。管渠施設等では、最大23年が経過している現状です。しかし、管渠施設等の耐用年数は50年とされているため、老朽化にはもう少しの余裕があります。しかし、将来の対応を準備していく必要があると検討しています。また、処理場で供用開始から20年を超える箇所については、予防保全の観点から、機器の更新を検討していきます。

全体総括

今後農業集落排水事業を継続的に経営していくために「新規接続の啓発・料金徴収の徹底・修繕計画の最適化」など、更なる経営健全化対策を進めて行く方針です。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	261,618	280,763	305,329	290,595	296,790	301,578	275,959	274,899	253,196	290,254	280,380	273,696	
		(1) 営 業 収 益 (B)	58,608	61,768	64,524	66,629	68,246	69,863	69,936	70,009	72,412	73,863	74,225	74,587	
		ア 料 金 収 入	58,586	61,673	64,456	66,575	68,192	69,809	69,882	69,955	72,358	73,809	74,171	74,533	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	22	95	68	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
		(2) 営 業 外 収 益	203,010	218,995	240,805	223,966	228,544	231,715	206,023	204,890	180,784	216,391	206,155	199,109	
	ア 他 会 計 繰 入 金	196,310	207,795	240,805	223,966	228,544	231,715	206,023	204,890	180,784	216,391	206,155	199,109		
	イ そ の 他	6,700	11,200												
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	128,645	132,304	142,949	148,433	134,753	131,591	128,230	125,210	121,678	117,970	111,599	108,610	
		(1) 営 業 費 用	67,889	63,142	88,290	97,645	87,991	88,093	88,127	88,195	87,991	87,991	87,991	87,991	
		ア 職 員 給 与 費	3,303	17	6,232	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345	
		ウ ち 退 職 手 当			1,606	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	
		イ そ の 他	64,586	63,125	82,058	92,300	82,646	82,748	82,782	82,850	82,646	82,646	82,646	82,646	
		(2) 営 業 外 費 用	60,756	69,162	54,659	50,788	46,762	43,498	40,103	37,015	33,687	29,979	23,608	20,619	
ア 支 払 利 息		60,756	57,952	54,659	50,788	46,762	43,498	40,103	37,015	33,687	29,979	23,608	20,619		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他		11,210													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	132,973	148,459	162,380	142,162	162,037	169,987	147,729	149,689	131,518	172,284	168,781	165,086			
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	485,446	149,414	32,027	119,144	391,037	380,857	389,887	267,728	77,666	30,051	24,263	18,796	
		(1) 地 方 債	220,800	11,100	5,000	25,100	161,500	151,600	149,400	99,900					
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	55,438	22,373	22,837	66,918	71,598	69,468	70,348	64,839	25,827	26,362	20,724	15,407	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	203,750	4,500		24,500	153,500	155,500	166,000	99,000					
		(6) 工 事 負 担 金	775	105,512	4,188	2,276	4,439	4,289	4,139	3,989	51,839	3,689	3,539	3,389	
	(7) そ の 他	4,683	5,929	2	350										
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	619,921	291,888	199,407	266,028	552,318	550,946	537,752	417,621	206,854	202,627	192,047	182,896	
		(1) 建 設 改 良 費	462,246	31,576	20,508	69,540	346,743	338,443	347,043	224,443	15,043	15,043	15,043	15,043	
		ウ ち 職 員 給 与 費	14,052	15,035	14,632	15,022	15,022	15,022	15,022	15,022	15,022	15,022	15,022	15,022	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	157,675	260,312	178,899	196,488	205,575	212,503	190,709	193,178	191,811	187,584	177,004	167,853	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 134,475	△ 142,474	△ 167,380	△ 146,884	△ 161,281	△ 170,089	△ 147,865	△ 149,893	△ 129,188	△ 172,576	△ 167,784	△ 164,100			

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 1,502	5,985	△ 5,000	△ 4,722	756	△ 102	△ 136	△ 204	2,330	△ 292	997	986
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	6,059	4,557	10,542	5,542	820	1,576	1,474	1,338	1,134	3,464	3,172	4,169
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,557	10,542	5,542	820	1,576	1,474	1,338	1,134	3,464	3,172	4,169	5,155
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒字 (P)	4,557	10,542	5,542	820	1,576	1,474	1,338	1,134	3,464	3,172	4,169	5,155
	赤字 (Q)												
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	91	72	95	84	87	88	87	86	81	95	97	99
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	58,608	61,768	64,524	66,629	68,246	69,863	69,936	70,009	72,412	73,863	74,225	74,587
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	3,403,716	3,165,704	2,986,806	2,819,619	2,775,544	2,714,641	2,673,332	2,579,153	2,387,342	2,199,757	2,023,725	1,863,303

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
収益的収支分		196,310	207,795	240,805	223,966	228,544	231,715	206,023	204,890	180,784	216,391	206,155	199,109
うち基準内繰入金		196,310	207,795	210,608	223,966	228,544	231,715	206,023	204,890	180,784	191,201	179,888	173,065
うち基準外繰入金				30,197							25,190	26,267	26,044
資本的収支分		55,438	22,373	22,837	66,918	71,598	69,468	70,348	64,839	25,827	26,362	20,724	15,407
うち基準内繰入金		22,219	22,373	22,837	23,310	23,793	24,286	24,789	25,303	25,827	26,362	20,724	15,407
うち基準外繰入金		33,219			43,608	47,805	45,182	45,559	39,536				
合 計		251,748	230,168	263,642	290,884	300,142	301,183	276,371	269,729	206,611	242,753	226,879	214,516